

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、乳幼児連れの家族が安心して外出できる環境づくりを進めるために、周南市「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱（平成23年周南市要綱第40号）第4条に規定する「赤ちゃんの駅」の施設の整備を図る事業者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることのできるものは、周南市内に商業施設又は事業所（以下「施設等」という。）を有する民間の法人その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした法人等でないこと。
- (2) 反社会的勢力ではなく、また、そのおそれもないこと。
- (3) 周南市「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱の規定を全て満たすこと。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、授乳及びおむつ替えの施設を整備する事業であり、「赤ちゃんの駅」として登録することを条件とする。ただし、他の補助金等の交付を受ける事業はこの限りでない。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助率は2分の1とする。ただし、補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、1施設等につき1対象事業当たり10万円を限度額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費計画書（別記様式第2号）その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、1 施設等につき 1 回までとする。

(交付の決定)

第 6 条 市長は、補助金の交付の申請があった場合は、当該内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

(計画変更等)

第 7 条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容若しくは補助事業に要する経費の配分の変更をしようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金変更（中止・廃止）申請書（別記様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更又は中止もしくは廃止の可否を決定したときは、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（別記様式第 5 号）により、その旨を当該補助事業者通知するものとする。

第 8 条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について市長から報告を求められたときは、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(補助事業の実施期間)

第 9 条 補助事業の実施期間は、第 7 条の規定による補助金の交付決定の日から当該年度の 3 月末までとする。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、当該完了の日から起算して 15 日以内に、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金実績報告書（別記様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 11 条 市長は前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査の上、交付すべき額を確定し、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付額確定通知書（別記様式第 7 号）により、当該補助事業者通知するものとする。

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、前条の規定により確定した補助金の交付を受けようとするときは、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付請求書（別記様式第 8 号）に、確定通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	対象経費
補助事業者が次に掲げる設備のいずれかを新たに施設に整備する事業	対象事業に要する備品購入費及び取付（設置）費用
(1) ベビーベッド、おむつ交換台等のおむつ替えのための設備	
(2) 授乳ソファ（椅子）、衝立、カーテン等の授乳のための設備	

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者	住 所	〔 法人その他の団体にあつては、主 たる事務所又は事業所の所在地 法人その他の団体にあつては、名称 及び代表者氏名 ⑩〕
	代表者名	

補助金の交付を受けたいので、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金
交付要綱第 5 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金の交付申請額 _____ 円
- 2 添付書類
 - (1) 周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費計画書（別記様式第 2 号）
 - (2) 施設等の中で備品設置を予定している場所の見取り図及び現況
写真
 - (3) 備品購入に係る見積書の写し
 - (4) 備品内容が確認できるパンフレット、仕様書等
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 着手予定日及び完了予定日

着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費計画書

担当者名 _____

連絡先 _____

1 実施施設の概要

(1) 店舗、企業等の名称	
(2) 主たる業種	
(3) 施設等所在地	
(4) 電話番号	
(5) F A X	
(6) ホームページアドレス	
(7) 定休日	

備考 上記の内容については、ホームページ等に掲載することがあります。

2 事業実施の概要

事業実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	登録区分	金額(円)	内 訳 (品番、規格等)
(1)	新規・拡充		
(2)	新規・拡充		
(3)	新規・拡充		

別記様式第3号（第6条関係）
別記様式第3号（第6条関係）

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付（不交付）決定通知書

第 号

年 月 日

（申請者 代表者名）

様

周南市長



年 月 日付けで申請のありました補助金の交付については、次のとおり交付（不交付）することを 年 月 日に決定したので、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交付・不交付の別	(不交付の場合はその理由を併記する。)			
2 補助年度	年度	3	補助金の交付確定額	円
4 補助金の交付予定期日				
5 交付の条件	(1) 補助金は、補助事業の目的以外に使用してはならないこと。 (2) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をするときは、市長の承認を受けること。 (3) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。 (4) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。			
6 その他	(1) 補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して、30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、市長に補助事業実績報告書を提出すること。 (2) 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査委員が、補助事業の出納その他について監査をすることがある。 (3) 地方自治法第221条第2項及び周南市補助金等交付規則第25条の規定により、市長が、補助事業の状況を調査し、又は報告を求めることがある。 (4) この交付決定に対して不服がある場合は、この交付決定通知書を受領した日から起算して、7日以内に補助金交付申請取下書により、申請の取下げをすること。			

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住 所	〔法人その他の団体にあつては、主たる事 務所又は事業所の所在地〕
代表者名	
	〔法人その他の団体にあつては、名称及び 代表者氏名〕

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた補助
事業に関し、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、周南市「赤ちゃんの駅」
整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 申請の区分（変更・中止・廃止の別）

2 変更等の理由

3 変更等の年月日

年 月 日

4 添付書類

備考 中止・廃止の場合は、代表者名に押印のこと。

別記様式第5号（第7条関係）
別記様式第5号（第7条関係）

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金変更（中止・廃止）

承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

（申請者 代表者名） 様

周南市長 印

年 月 日付けで申請のあった周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金変更（中止・廃止）については、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき審査した結果、次のとおり決定したので通知します。

1 申請の区分	変更・中止・廃止
2 承認・不承認の別	（不承認の場合はその理由を併記する。）
3 補助金の額	(1) 今回通知額 円 ア (2) 既通知済額 円 イ (3) 変更増減額 円 アーイ
4 備考	

別記様式第6号（第10条関係）
別記様式第6号（第10条関係）

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、
主たる事務所又は事業所の所在地 〕

代表者名 〔 法人その他の団体にあつては、名
称及び代表者氏名 〕

㊞

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けた補助事業が完了したので、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助年度	年度	2 補助金の交付決定の額					円
		3 補助金の既交付額					円
		4 補助金の精算額					円
5 補助事業の経費精算額	決算総額 (円)	左 の 財 源 内 訳					
		区 分					
		金額(円)					
		割合(%)					
6 着手及び完了 年 月 日	着手 完了	年 月 日 年 月 日					
7 補助事業の 効 果							
8 添 付 書 類	(1) 事業実績書 (2) 収支決算書 (3) 完成写真(工事施行等に係る場合) (4) その他()						

別記様式第7号（第11条関係）

別記様式第7号（第11条関係）

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付額確定通知書

第 号
年 月 日

（申請者 代表者名）

様
周南市長



年 月 日付けで実績報告のありました補助事業等については、次のとおり補助金等の額を 年 月 日に確定したので、周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付確定額	円
3 補助事業の経 費精算額	円		
4 補助対象 金 額	円		
5 補助率			
6 補助金の 交付決定 の 額	円 $\left[\begin{array}{c} \text{補助金交付決定(変更)通知書} \\ \text{第 号} \\ \text{年 月 日} \end{array} \right]$		
7 交付決定の 額－交付確定 額	円(交付決定の額－交付確定額)		
8 補助金の 既交付額	年 月 日	交付	円
	年 月 日	交付	円
	年 月 日	交付	円
	計		円
9 補助金の 未交付額(超過 交付額)	円(交付確定額－既交付額)		

別記様式第8号（第12条関係）
別記様式第8号（第12条関係）

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）周南市長

申請者 住 所 〔 法人その他の団体にあつては、主
 たる事務所又は事業所の所在地 〕
氏 名 〔 法人その他の団体にあつては、名称
 及び代表者氏名 〕

㊞

周南市「赤ちゃんの駅」整備事業費補助金交付要綱第12条の規定により、
次のとおり請求します。

1 補 助 年 度	年 度	2 今 回 交 付 請 求 額	円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 の 額	〔 補助金交付決定(変更)通知書 円 第 号 年 月 日 〕		
4 補 助 金 の 交 付 確 定 額	〔 補助金確定通知書 円 第 号 年 月 日 〕		
5 補 助 金 の 既 交 付 額	年	月	日 交付
	年	月	日 交付
	年	月	日 交付
	計		円
6 補 助 金 の 未 交 付 額	円 (交付確定額 － 既交付額)		